

群馬大学医学部附属病院認知症疾患医療センター規程

平成22.11.9 制定

改正 平成26.4.1 平成30.4.1

令和8.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、地域の保健医療機関等と連携を図りつつ、認知症疾患に関する鑑別診断等の治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域における認知症疾患に係る医学及び医療水準の向上に広く貢献することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの適正かつ安全な運用に関すること。
- (2) 認知症疾患医療に関する教育、研究及び啓発に関すること。
- (3) センターにおける関係各診療科等との連絡調整に関すること。
- (4) その他認知症疾患医療に関すること。

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 認知症疾患医療センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 認知症疾患医療センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) その他必要な職員 若干人

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、認知症疾患医療センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各系の診療科から選出された教員 若干人
- (4) 臨床心理技術者 1人
- (5) 看護部から選出された看護師長 1人
- (6) 医療支援課長
- (7) その他センター長が必要と認める者 若干人

(任 期)

第7条 前条第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げな

い。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成22年11月9日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第4条第1項第1号及び第2号の職員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 この規程施行後最初に選出される第6条第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。